

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 2 5 年 6 月 1 日現在

機関番号：3 2 6 1 5

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：2 2 7 2 0 2 8 5

研究課題名（和文） 近世イングランドにおける「君主制の共和国」

研究課題名（英文） Monarchical Republic of Early Modern England

## 研究代表者

後藤 はる美（GOTO HARUMI）

国際基督教大学・アジア文化研究所・研究員

研究者番号：00540379

## 研究成果の概要（和文）：

本課題は、近世イングランドの統治システムを「君主制の共和国」の視点から再検討することを目標に、①革命前夜（1610年代）、②革命期（1650年代）、③王政復古期（1670年代）に着目し、各時期における民衆の政治参加の特徴とその統治における意義を検討した。

そこで明らかになったのは、君主制と共和制あるいはコモンロー的伝統と古典的共和主義の二つの伝統が、併存・接合されつつ展開する様である。また、それらを、内戦期をはさんだ初期・後期ステュアート朝の構造的な問題として連続的に位置づけ直す手がかりを得、近世的な「君主のいる共和国」（および、その反転としての「君主のいない共和国」）の統治構造の理解を深めた。

## 研究成果の概要（英文）：

This project is aimed to reconsider the governance in early modern England as a problem of the “monarchical republic”. In particular, it concentrates on the three case studies of the 1610s, the 1650s and the 1670s, each of which aims to reconstruct the practices of popular participation in the processes of local government.

Through these, it has shown that the governance in seventeenth century England rested on the co-existence and the peculiar mixture of the two distinctive traditions of monarchy and republic or common law custom and classical civic republicanism. It has also found important clues to reevaluate the early and the later Stuarts in the continual framework of the monarchical republic, with the mid-seventeenth century “kingless republic” as a remarkable inversion of it.

## 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
2012年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	870,000	3,770,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：イギリス、近世、君主政、国家、法廷

## 1. 研究開始当初の背景

1987年にパトリック・コリンソンが提唱した、近世イングランドを「君主制の共和国」として再検討する視角が、近年再び注目を集めている。コリンソンとその賛同者たちは、枢密院から約9000の教区や地域共同体まで、国王の権威の下で統治にたずさわる様々な機構とその構成員に、擬似共和主義的な国家機能と政治性を見出そうとする点で一致している。

こうした研究動向は、統治の実践において、いかにして国王の権威が共同体的な自治と結びつき、補強あるいは対立関係をなしていたのかが、近世の統治構造を理解する重要な手がかりとなることを示唆している。しかし、未だ包括的な実証研究は出されていない。本課題は、この現状を踏まえて、17世紀イングランドにおける「君主制の共和国」の実態をミクロな視点から実証的に再構築する試みである。

## 2. 研究の目的

本課題は、近世イングランドの統治システムを「君主制の共和国」の視点から再検討することを目的とする。具体的な課題は、以下の4点である。

- (1) 地域住民による役職保有を通じた統治参加の実態を明らかにする。
- (2) 自発的な協力を依拠する統治システムを機能させた社会的・経済的・文化的背景を分析する。
- (3) ①革命前夜、②革命期、③王政復古期という、異なる性質をもつ17世紀の3つの時期について比較検討し、それぞれの特徴を明らかにする。
- (4) 事例研究を通じて、ミクロな視点から検証する。

最終的な目標は、上記を通じて、近年「王権

の下での自治」として焦点を結びつつある17世紀イングランドの統治構造を解析し、王国の臣民であると同時に共和国の市民としてそこに参加する、政治的国民の形成を理解することである。

## 3. 研究の方法

①革命前夜の1610年代、②革命期の1650年代、③王政復古期の1670年代という3つの性格の異なる時代を取り上げて、個別の事例研究から、民衆の政治参加について検討する方法をとった。

事例研究遂行にあたっては、オンライン・リソース Early English Books Online (EEBO) や State Papers Online 等を体系的に利用したほか、各年、夏季／冬季休暇中に渡英して、文書館調査を実施し、様々な種類の史料を活用して各事例の背景事情と経緯の解明にあたった(訪問先:英国図書館、国立公文書館、ロンドン市文書館、ケンブリッジ大学図書館、ボドリアン図書館など)。また、渡英中には、この分野で活躍する第一線のイギリス人研究者と意見を交換した。

## 4. 研究成果

具体的な研究成果としては、①革命前夜については、初期ステュアート朝ヨークシャにおける国教忌避者訴追の問題を切口に、役職保有の地域社会における意義とその実態を明らかにした。そこでは、中央の目の届きにくい辺境地域において、「国教忌避者取締法」の実施には、教区の役人から治安判事まで、様々なレベルで住民が参加したこと、また、その合意形成は極めて困難であったことを確認した。同時に、彼らは、臣民としての国王への忠誠を強調しつつも、新しい国家の要請と自らの信じる正しい地域秩序の間で衝突し、その中で秩序が再編されていく様子が明らかになった。この成果は、「17世紀イングランド北部における法廷と地域秩序—国教忌避者訴追をめぐる一—」として『史学雑誌』に発表した。

②革命期については、1650年代を取り上げて、「護国卿」の下での統治の再編について検討した。内戦終結直後から、地域社会の統治に関わる者の主要な課題は、平時への復帰であった。地域法廷の日常業務はイングランドにおいては内戦以前と構造的には変わらず、また人員的にもかなりの連続性が見られた。しかし同時に、君主に代わって、王であり王でない「護国卿」に着任したクロムウェルの下で、「共和国」政府の権威を確認し補強するための様々な施策がとられたことも確認された。

さらに大きな変革は、三王国体制からイングランド=スコットランド=アイルランド共和国体制への移行によってもたらされた。この点は、法実務に関しては、イングランド=スコットランドの「法の合同」を推進する計画によく表れた。同計画については、第63回日本西洋史学会大会の小シンポジウムにて報告する機会を得た。

③王政復古期については、1670年代の「排除危機」の最中に紛糾した、シャフツベリ伯裁判とロンドン大陪審に着目した。主な課題は、カトリックに改宗した王弟ジェームズの王位継承からの排除をめぐる一連の法廷闘争の事実関係と背景を、ホウィグ、トーリの両陣営によるパンフレット、政府文書、私的文書や書簡から把握し、さらに、事件に対するロンドン市民の関与を検討することであった。この事例研究からは、同時期の政治的言説には内戦から共和政期の記憶が大きな影響を与えていること、革命前夜と共通するステュアート朝の統治の構造的な問題が強調されていること、などが重要な論点として汲み上げられた。

これらの事例研究を通して、近世イングランドにおける統治は、コモンロー的慣習と古典的共和主義という、臣民と市民の二つの伝統の交差する地点に成り立っていたことが浮かび上がった。同時に、革命をはさんだ初期・後期ステュアート朝を構造的に連続するものとしてとらえる手がかりを得、近世的な「君主のいる共和国」（および、その反転としての「君主のいない共和国」）統治のしくみの理解を深めた。

この新しい枠組みの中では、内戦・共和国の経験を経た王政復古期における民衆の政治参加の変容が、17世紀における革命の「革新性」を再評価する上で重要な位置づけをもつことになる。これを受けて、今後の研究にお

いては、王政復古期の民衆の政治参加を中心テーマとして設定している。ステュアート三王国の復古という構造的な連続性の一方で、「排除危機」の時代には、民衆の法廷内外での政治活動や市民的言説空間の拡大が大きな影響力をもったからである。

本課題の後継課題である、「王政復古期イギリスにおける臣民と市民—文化史的考察—」（若手研究 B・東洋大学）は、こうした問題関心から、同時期における民衆の政治参加を、とくに王国の臣民と共和国の市民という二重のアイデンティティと、彼らの政治活動の文化的側面を中心に検討することを主要な目的としている。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

- ① 後藤はる美「17世紀イングランド北部における法廷と地域秩序—国教忌避者訴追をめぐる—」『史学雑誌』2012年、121-10巻、1~36頁、査読あり。
- ② ジョン・モリル（後藤はる美訳）「17世紀—アイルランドの困難の時代—」『思想』1063号、2012年、94~115頁、査読なし（依頼執筆）。
- ③ 後藤はる美「イギリスの中央・地方文書館体験記」『クリオ』24号、2010年、84~86頁、査読なし（依頼執筆）。

〔学会発表〕（計1件）

- ① 後藤はる美「「君主のいない共和国」と礫岩国家」第63回日本西洋史学会大会小シンポジウム3、京都大学、2013年5月12日。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

後藤 はる美 (GOTO HARUMI)  
国際基督教大学・アジア文化研究所・  
研究員  
研究者番号：00540379

### (2) 研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし